

広島県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施 術 所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地		
押川 桂奈	りふれ鍼灸治療院	安芸郡熊野町出来庭四丁目一三番一 一号A一〇二	はり・きゆう	令和二年四月一日
片岡 久恵	ひまわり鍼灸マツ サージ治療院	F 安芸郡府中町石井 城二丁目一〇番二 三号プラスチック	あん摩マツ サージ指圧	令和三年一月一日
片岡 久恵	ひまわり鍼灸マツ サージ治療院	F 安芸郡府中町石井 城二丁目一〇番二 三号プラスチック	はり・きゆう	令和三年一月一日